

香川県病院局組織規程及び香川県立病院事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年3月29日

香川県病院事業管理者 松 本 祐 藏

香川県病院局管理規程第3号

香川県病院局組織規程及び香川県立病院事務決裁規程の一部を改正する規程
(香川県病院局組織規程の一部改正)

第1条 香川県病院局組織規程(平成19年香川県病院局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職の設置)</p> <p>第3条 略</p> <p>略</p> <p>県立病院(以下「病院」という。)</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p><u>(16) 室長</u></p> <p><u>(17)～(29) 略</u></p>	<p>(職の設置)</p> <p>第3条 局に、次に掲げる職を置き、職員をもってこれに充てる。</p> <p>略</p> <p>県立病院(以下「病院」という。)</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p><u>(16)～(28) 略</u></p>
<p>(事務局の分課及び室)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 香川県立中央病院の事務局に、<u>地域医療連携課及び経営戦略室</u>を置く。</p> <p>3 前2項に規定する各課<u>及び室</u>の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、第1項ただし書の場合における医事課の分掌事務は、総務企画課の分掌事務とする。</p> <p>略</p> <p>地域医療連携課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>経営戦略室</u></p> <p><u>(1) 病院の経営改善に関すること。</u></p>	<p>(事務局の分課)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 香川県立中央病院の事務局に、地域医療連携課を置く。</p> <p>3 前2項に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、第1項ただし書の場合における医事課の分掌事務は、総務企画課の分掌事務とする。</p> <p>略</p> <p>地域医療連携課</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p>(病院の職員)</p> <p>第17条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 病院の事務局の課に<u>課長を、室に室長</u>を置く。</p> <p>9・10 略</p>	<p>(病院の職員)</p> <p>第17条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 病院の事務局の課に、<u>課長</u>を置く。</p> <p>9・10 略</p>

(職務)
 第18条 略
 2～6 略
 7 課長及び室長は、上司の命を受けて、その所管する課又は室に属する業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
 8～21 略

(職務)
 第18条 略
 2～6 略
 7 課長は、上司の命を受けて、その所管する課に属する業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
 8～21 略

(香川県立病院事務決裁規程の一部改正)

第2条 香川県立病院事務決裁規程（平成19年香川県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第6条関係）			別表第2（第2条、第6条関係）		
県立病院	代決者		県立病院	代決者	
	第1順位	第2順位		第1順位	第2順位
香川県立中央病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する副院長、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、サービス関係事務については総務企画課長）又は <u>主管室長</u> 。ただし、栄養士及び診療放射線技師に係る特定サービス関係事務（別表第3の2の項(3)、(5)、(7)、(8)及び(10)から(12)までに掲げるものをいう。以下同じ。）については、技師長	香川県立中央病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する副院長、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、サービス関係事務については総務企画課長）。ただし、 <u>栄養士及び診療放射線技師に係る特定サービス関係事務（別表第3の2の項(3)、(5)、(7)、(8)及び(10)から(12)までに掲げるものをいう。以下同じ。）については、技師長</u>
略			略		
別表第2（第2条、第7条関係）			別表第2（第2条、第7条関係）		
専決者	代決者		専決者	代決者	
	第1順位	第2順位		第1順位	第2順位
事務局長	事務局次長又は <u>主管室長</u>	略	事務局長	事務局次長	略

略

略

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。